

承認第13号

専決処分の承認を求めることについて

平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年5月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第16号

平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について

平成29年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月31日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		686	△16	670
	2 償還金及び還付加算金	684	△16	668
歳入合計		181,587	△16	181,571

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		746	△16	730
	1 償還金及び還付加算金	687	△16	671
歳	出	合	計	
		181,587	△16	181,571